C o n t e n t s

特集

ロコモ予防でへるすアップ	· P.3
地震に備えましょう	· P.4
市内循環バス「わくわく号」の新たな運行	
および内間木線社会実験が始まります	· P.6
男女平等推進情報そよかぜ	· P.8
9月は『がん征圧月間』	P.10
こんにちは 家庭児童相談室です	P.11
彩夏祭特集	P.43

市長コラム	P.12
情報BOX	P.13
ようこそ!あさかの生涯学習へ	P.30
わたくしたちの健康	P.39
みんなすこやか	P.40
PHOTO NEWS	P.41
市民伝言板	P.42

みんなの

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内の道路、公園、その他の公共の場所では喫煙をしないよう努力義務が規定されています。さらに、駅周辺においては「路上喫煙禁止」とし、定期的なパトロールを実施し、喫煙者に対する指導等を行い、悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。

路上喫煙により、他者へのやけどの危険、副流煙による健康被害、ポイ捨てなど、周りの方の迷惑となるような行為は絶対にやめましょう。

喫煙マナーを守り、安全で快適な生活環境を確保するため、皆さんのご協力をお願いします。

問/環境推進課 ☎463-1504





路上喫煙禁止地区

色の道路等は終日路上喫煙禁止区域です。



このマークが禁止 地区の目印です